

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

県営住宅等条例の一部を改正する条例（平成25年岩手県条例第31号）附則ただし書に規定する改正部分の施行期日は、平成26年2月1日とする。